

浦安市防災行政無線の使用に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は、市民生活に影響を及ぼす広範囲にわたる停電や、電力供給が困難となることによる節電のお願いなど迅速に市民に周知が必要な事象が生じた場合に甲の所有する浦安市防災行政無線（以下「防災無線」という）の使用に関し、甲乙間において次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浦安市内に停電が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災無線を通じて、停電情報の提供及び節電のお願いを行い、市民生活の安定及び安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において停電とは、次のとおりとする。

- （1）計画外送電停止により発生する停電
- （2）需給逼迫に伴い、計画的に実施する停電（計画停電）

（運用）

第3条 乙から甲への防災無線使用の要請は、防災行政無線放送要請書（以下「要請書」という）の提出によるものとし、広報文例等を添付する。

ただし、緊急かつやむを得ない場合は電話等により要請し、追って速やかに要請書を提出する。

2 要請書に記載する事項は次のとおりとし、電話等での要請時も次のとおりとする。

- （1）要請者の所属および氏名
- （2）発生場所・影響する範囲
- （3）発生時間
- （4）発生原因
- （5）復旧の見通し
- （6）市民からの問い合わせ時における乙の連絡先
- （7）その他必要な事項

3 乙の要請に基づき、甲が防災無線の使用を判断した場合は、乙からの広報文例を参考とする。また、乙は、放送内容の問い合わせ窓口を設けるとともに、甲の要請に基づき市民からの問い合わせに対応する要員を市に派遣することを原則とする。

4 乙は、要請書を発信した後に停電範囲の縮小・拡大および復旧の見通し変更等の新たな情報を把握した際は、速やかに電話等で甲に伝達するとともに、追加で防災無線使用の必要が生じた場合は、要請書および広報文例を再提出する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、この協定に関し、期間満了の1か月前までに甲乙双方が別段の意思表示をしないときは、この協定はさらに1年間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(旧協定の失効)

第6条 甲乙間で締結した平成27年6月30日付の浦安市防災行政無線の使用に関する協定書は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名(署名)捺印のうえ、各1通を保有する。

平成28年12月1日

甲 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
市長 松崎 秀樹

乙 千葉県船橋市湊町2丁目2番16号
東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
支社長 沖村 文靖